

児童虐待事案について(情報提供)

子ども家庭支援課

1 事件概要

葛飾区在住の母及び元交際相手が、同居児童にけがを負わせた容疑で、母は8月5日、元交際相手は8月14日に逮捕された旨報道された。

2 経過

裏面のとおり

3 今後の対応について

事案の重大性に鑑み、重大事案の再発防止と組織的な児童・家庭支援の対応力向上を図るため、以下のとおり葛飾区児童虐待事案検証委員会を設置した。

(1) 委員会の構成

副区長を委員長として、外部の学識経験者（弁護士 渡邊淳子氏、日本社会事業大学准教授 有村大士氏）、部長級職員（福祉分野に精通する者）で構成

(2) 検証のポイント（初回10月8日実施）

- ・支援のプロセスや手順、サービス提供方法についての検証
- ・個別の家庭事情に配慮した支援方法についての検証
- ・関係機関との連携についての検証
- ・家庭状況の急変時における支援又は安全確保についての検証

(3) 検証結果の報告

令和2年度内に検証結果を公表する。

経過

時期	経緯	区の支援方針
2019年2月5日	児童が通う保育所から区へ虐待が疑われるとの通報を受け、身体虐待として受理し、家庭訪問等を開始 (以後、2020年1月までに家庭訪問6回のほか電話等で相談支援)	要注意ケースとして調査継続 以下の点を踏まえ、緊急的な介入までは必要としないが、在宅生活の支援が必要と判断した。
2019年2月22日	要保護児童対策地域協議会の実務者会議にて児童相談所にも内容を報告 (以後、初回を除き3か月ごとに5回)	・母は医療機関の受診や園への報告をしており、養育力の向上の余地が大きい。
2019年3月27日	保育所から両耳・左頬の痣がある旨の通報を受け、区は直ちに状況確認し、母との面談を実施	・医療機関から、虐待と断定できる状況はない旨の連絡を受ける。 ・当該児童の運動能力に確認を要する面があった。
2019年9月13日	児童が通院中の病院に対し、虐待と断定できる傷等はない旨確認。継続して受診時の傷あざ等についてチェックを依頼	・保育所から精度の高い情報提供がある。 ・親族の支援が期待できる。
2020年1月17日	保育所から右目に痣があるとの通報を受け、区は直ちに現認し、母との面談を図るが連絡がつかないため親族と面談。親族は協力意向を示す。	【本ケースの課題】 事態が急変している可能性を認識し、母への速やかな事実確認に動
2020年1月21日	再び保育所から児童の言動・様子の変化について通報を受け、区は改めて母に連絡したが不通のため、親族から母へ、区と連絡を取るよう依頼	いたが、事態の急変に対応できなかった。
2020年1月23日	母と連絡が取れ、同月30日に家庭訪問を約束	
2020年1月27日	児童入院。医療機関より児童相談所に虐待通告	